

脱炭素経営へのシフトが求められる今！  
いわて脱炭素経営カルテを活用しましょう。  
(岩手県地球温暖化対策計画書制度)

令和5年度から

## 脱炭素に向けた取組をPRできます。

### 任意公表制度を始めます。

- ・**公表に同意**いただける事業者の計画書・届出書を**県HPで公表**し、  
皆さんの脱炭素に向けた**取組を紹介**します。
- ・報告義務のない事業者でも、**希望する事業者**は、計画書・届出書  
を提出すれば、同様に**取組を紹介**します。

### いわて脱炭素化経営認定企業等の申請に利用できます。

- ・認定されれば、脱炭素に向けた**県の融資や補助を有利に活用**  
できます。

## 期待される効果

取引先の拡大

知名度の向上

人材獲得力の強化

県内事業所等の合計で  
  
年間のエネルギー使用量  
原油換算  
1,500kJ以上

または

県内事業所等の合計で  
  
40台以上の  
自動車を使用

これらに該当する事業者は、以下の義務があります。

01

C02排出量を減らす取組を  
「地球温暖化対策計画書」として提出

02

毎年の取組状況を  
「地球温暖化対策実施状況届出書」として提出

詳細については

ホームページをご覧いただかずか、

県庁又は広域振興局（保健福祉環境部）にお問合せください。

